

答 申 情 第 2 2 7 号

令 和 8 年 9 月 1 7 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 北 村 和 生

(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年2月10日付け行人人第198号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

特定法人に再就職している者に係る文書の公文書一部公開決定事案（諮問情第331号）

1 審議会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和6年12月5日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「京都市公務員を定年退職した後に社会福祉法人●●に雇用されている（天下りしている）者達の氏名が書かれている公文書一式。●●も評議員の一人である●●も元京都市公務員である。また公文書の探索期間を2019（平成31）年4月1日から2024（令和6）年12月5日迄とする（平成31年度、令和元年度乃至令和6年度を探索期間とする）。」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

なお、その他の請求内容については、本件審査請求において争点とされていないため記載を省略する（以下同じ。）。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「令和6年度再就職名簿」、「令和5年度再就職名簿」、「令和4年度再就職名簿」、「令和3年度再就職名簿」、「令和2年度再就職名簿」及び「令和元年度再就職名簿」（以下まとめて「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和6年12月26日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号に該当

性別、生年月日、年齢、職種、退職事由、年収、基本給月額、賞与支給月額、賞与額、その他手当等、手当月額、退手支給有無及び週勤務時間は、個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものである又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

- (3) 審査請求人は、令和7年1月24日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、職員が本市を退職後、民間企業等に再就職したという情報が寄せられた場合に、その役職名や所在地、待遇等を記入する台帳である。

この台帳に記載の情報のうち、「氏名」「離職時の職」「離職日」「再就職日」「再就職先の名称」「再就職先の業務内容」「再就職先における地位」については、京都市職員の退職管理に関する条例第4条第2項及び京都市職員の退職管理に関する条例第4条第2項の規定による公表に関する規則第2項に基づき、公表の対象となる者の情報を1年に1回公表している。

(2) 条例第7条第1号に該当することについて

本件公文書には、氏名や再就職先の名称、性別、生年月日、年齢、職種、退職事由、年収、基本給月額、賞与支給月額、賞与額、その他手当等、手当月額、退手支給有無及び週勤務時間等の個人に関する情報が含まれている。

これらのうち、氏名や再就職先の名称等は、既に公表されているが、その他の、性別や生年月日、年齢、職種、退職事由、年収、基本給月額、賞与支給月額、賞与額、その他手当等、手当月額、退手支給有無及び週勤務時間（以下「本件非公開部分」という。）については、未公表であり、また、いずれも職務遂行の内容に係る情報ではなく、専ら個人に関する情報である。よって、本件非公開部分は、個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため非公開とした。

(3) 京都市行政手続条例（以下「行政手続条例」という。）第9条第1項を満たしていることについて

審査請求人は、本件決定通知書に書かれている非公開事由は、行政手続条例第9条第1項を満たす非公開事由に当たる訳がなく、生じ得るおそれの具体性と蓋然性が本件決定通知書の何処にも書かれていないので法的な不備は明らかであると主張している。

行政手続条例第9条第1項では、「行政庁は、申請により求められた許認可等の全部又は一部を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」と定められている。

処分庁としては、本件処分の非公開理由について、本件公文書のうちどの部分が非公開であるかを記載したうえで、なぜ非公開であるのかを上記2(2)のとおり明示していることから、行政手続条例第9条第1項を満たしているものと判断する。

(4) 本市職員の再就職について

その他、審査請求人は、処分庁が本件再就職を天下りでないと認識していることは明らかに誤りであると縷々述べているが、処分庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させた事実はなく、世間一般でいうところの天下りであるとは認識していない。

- (5) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 処分庁は本件決定通知書に非公開事由として「個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものである又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため（条例第7条第1号に該当）」と書いている。

しかし天下りしている者達の氏名は公開されているのでこれらの者たちは特定の個人として既に識別されている。従って氏名以外の個人に関する情報をこのまま非公開にしておかなければならない事由はない。

- (2) 職種や年収、基本給月額、賞与支給月額、賞与額、その他手当等、手当月額、退手支給有無及び週勤務時間は個人に関する情報でなく職務や俸給、職務遂行の内容に係る情報であるので最初から公開しなければならない情報である。そもそもこれらの情報は俸給により定められているので個人に関する情報である訳が無い。

一方で性別、生年月日及び年齢は確かに個人に関する情報であるが天下りしている者達の氏名は公開されており特定の個人として既に識別されているので、性別、生年月日及び年齢を「特定の個人を識別することができるもの」としてこのまま非公開にしておかなければならない事由はない。また仮にこれらの情報が公開されたとしてもそれを以って個人の権利利益を害するおそれは生じ得ない。

- (3) 退職事由は、事由の内容により個人に関する情報である場合と職務遂行の内容に係る情報である場合の両方が考えられるので非公開部分が何れに該当するのかについて審議会による判断を求める。

- (4) 氏名以外の個人に関する情報を公開する事により「個人の権利利益を害するおそれがある」のであればそのおそれは具体的にどのようなおそれであるのか？そしてそのおそれはどのような蓋然性の下で生じ得るのか？具体性も蓋然性も何一つ示されずにただ漠然と「おそれがある」としてもこれだけではただの杞憂に過ぎず法的に保護しなければならない対象にもなり得ずこれでは京都市行政手続条例9条1項を満たしていない。

- (5) 本件決定通知書に書かれている非公開事由は条例7条1号に定められている条文の一部をそのまま転記しているだけであるのでこれでは京都市行政手続条例9条1項を満たす非公開事由に当たる訳がない。そして非公開事由が京都市行政手続条例9条1項を満たす為には前述した通り生じ得るおそれの具体性と蓋然性を明示しなければな

らないがそれらは本件決定通知書の何処にも書かれていないので法的な不備は明らかである。

- (6) 処分庁は本件決定通知書の備考に「本市においては、京都市職員を退職した後に本市以外の団体に雇用されることを「天下り」であるとは認識していません。」と書いているがこの認識は誤りである。(参議院質問主意書(平成22年1月25日)に)「公務員が、法令に違反することなく、府省庁によるあっせんを受けずに、再就職先の地位や職務内容等に照らし適材適所の再就職をすることは、天下りに該当しない。」と書かれている通り仮に定年退職した京都市公務員(元公務員を含む)が社会福祉法人●●に再就職する際に京都市による斡旋を受けずに一般の求職者達と同様にハローワークを介して再就職しているのであればそれは天下りに当たらないが本件再就職の場合、処分庁職員自身が本件再就職について京都市による斡旋を受けている事を認めているので本件再就職は明らかに天下りである。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、退職後に民間企業等へ再就職した本市職員に関し、当該職員の本市における最終在職時の情報及び再就職先における処遇情報を記載する再就職名簿で、令和元年度から令和6年度までの各年度分である。

(2) 本件審査請求の争点について

本件審査請求の争点は、次のとおりであるから、当審議会はこの点について以下検討する。

ア 条例第7条第1号該当性について

イ 理由付記の不備について

(3) 条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益の保護に最大限の配慮をするために、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの等を原則として非公開とすることを定めたものである。

イ 処分庁は、本件非公開部分は未公表の情報であり、また、いずれも職務遂行の内容に係る情報ではなく、再就職名簿に掲載された者の個人に関する情報であることから、当該情報により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号に該当すると主張する。

ウ 一方、審査請求人は、再就職名簿に掲載された者の氏名は公開されており、特定の個人として既に識別されていることから、氏名以外の個人に関する情報は条例第7条第1号に該当せず、また、職種や年収等は個人に関する情報でなく職務遂行の内容に係る情報であるので公開しなければならないと主張する。

エ 当審議会において本件公文書を見分したところ、退職職員ごとに、以下の情報が記載されていることが認められた。

- ・再就職先の情報

団体名等、住所、再就職先での役職名・職務内容、再就職年月日、年収、基本給月額、賞与支給月数、賞与額、その他手当等、各手当月額、退職手当支給の有無及び週勤務時間数

- ・当該退職職員の本市在職時の情報

最終職階、元所属名、任命権、職種及び市退職年月日

- ・その他、当該退職職員の情報

性別、生年月日、退職年度末時点の年齢及び退職事由

このうち、再就職先での年収、基本給月額、賞与支給月数、賞与額、その他手当等、各手当月額、退職手当支給の有無及び週勤務時間数、当該退職職員の性別、生年月日、退職年度末時点の年齢、退職事由及び在職時の職種が非公開となっていることが確認された。

オ 条例第7条第1号に規定する「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日その他の記述等により、特定の個人が明らかに識別され、又は識別される可能性がある場合をいうとされている。

この点について、本件処分においてすでに退職職員である者の氏名が公開されていることからすれば、本件非公開部分は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を明らかに識別することができる情報であると認められる。なお、本件処分において退職職員である者の氏名が公開されていることにより本件非公開部分の非公開情報としての性質が変化するものではない。

カ したがって、当審議会としては、本件非公開部分は、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

(4) 理由付記の不備について

ア 行政手続条例第9条第1項において、「行政庁は、申請により求められた許認可等の全部又は一部を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」と規定している。当該規定は、処分事由について行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、当該処分の理由を申請者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨から設

けられていると解される。また、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と処分の根拠となる各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきと解される。

このような趣旨に鑑みれば、一部公開決定通知書に付記すべき理由としては、請求者において公文書の非公開部分について非公開とされた理由が、その記載自体から了知し得るものでなければならず、単に条例第7条のいずれの号に該当する旨のみを示すだけでは、理由付記としては十分ではない。

イ 当審議会において本件処分に係る決定通知書を見分したところ、「公文書の一部の公開をしない理由」欄には、本件公文書のうちどの部分が非公開であるかを記載し、条例第7条第1号の規定を引用したうえで、非公開理由が示されていることが認められた。

公文書の一部を公開しない場合は、該当する条例第7条の号のすべてを掲げ、また号ごとに具体的な理由を記載しなければならないが、この点において、本件非公開部分は、特定の個人の識別に繋がる一連の情報であることからすると、本件処分では「当該情報により特定の個人を識別することができるもの」という記載によって具体的な理由が示されているものといえる。

ウ したがって、当審議会としては本件処分に係る決定通知書の理由付記について、処分を取り消さなければならない程度の不備があるとは認められないと判断する。

(5) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和 7 年	2 月 1 0 日	諮問
	3 月 1 2 日	諮問庁からの弁明書の提出
	4 月 1 0 日	審査請求人からの反論書の提出
令和 8 年	8 月 2 1 日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和 8 年度第 4 回会議）
	9 月 1 7 日	審議（令和 8 年度第 5 回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったので、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第 2 部会（部会長 石塚 武志）